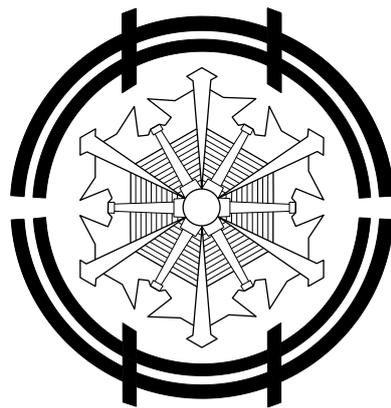


令和6年度  
小型動力ポンプ付水槽車（常備）仕様書



新居浜市消防本部

## 第1 総則

- 1 この仕様書は、新居浜市（以下「当市」という。）が令和6年度消防自動車整備事業により製作する小型動力ポンプ付水槽車（以下「水槽車」という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。
- 2 水槽車は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られる性能と条件を備えるものであるとともに、平成28年基準排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
- 3 水槽車は、令和6年式シングルキャブオーバー型2ドアのシャシを使用し、ホイールベースは6.0m以下のもので、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料はすべてJIS規格に基づいて精選されたもので十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。
- 4 完成車両は、愛媛県陸運支局長の行う新規登録検査合格後納入すること。なお、新規登録手数料（課税分）は本車両価格に含むが、新規登録手数料のうち非課税分、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料金は当市が別途支払いするものとし、本車両価格の中には含まない。（別途協議）
- 5 この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は入札前に質問書を提出し、当市の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて当市の解釈に従うものとする。
- 6 受注者は、契約後2週間以内に当市と製作に関する事前協議を実施し、その後1週間以内に事前協議の議事録を1部提出するものとする。
- 7 提出書類は次によるものとする。
  - (1) 受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを3部提出して、製作上の細部にわたり十分打合せ、承認を受けるものとする。
    - ア 製作工程表
    - イ 製作承認図（艤装5図面、キャブ内及びボックス内艤装図、車体骨格図）
    - ウ 取付品及び取付装置並びに積載品及び付属品を明記した書類
    - エ 走行軌跡図
    - オ シャシ及びエンジン諸元表
    - カ ポンプ組立図
    - キ ポンプ配管図
    - ク 配管系統図
    - ケ 電気配線図
  - (2) 完成納入にあたっては、次の関係図書を3部提出すること。
    - ア 納品書（内訳書を含む。）
    - イ ポンプ諸元表及び性能試験成績表
    - ウ 自動車改造計算書
    - エ 車両重量実測書
    - オ シャワーテスト結果表

- カ 受託評価合格プレートの写し
  - キ 型式承認、検定合格書又は証明書
  - ク 性能評定試験合格書
  - ケ 艀装外観図（完成図書含む。）
  - コ 製作工程ごとの写真（データ含む。）
  - サ 完成写真及び内部積載品写真（データ含む。）
  - シ 整備解説書
  - ス 各種取扱説明書（シャシ、ポンプ、装備品及び付属品等）
  - セ 装備品及び付属品等一覧表及び保証書
  - ソ 装備品及び付属品等故障時緊急連絡先一覧表
  - タ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- ※ 上記の製作承認図書類、完成図書、取扱説明書は、エイナーファイル（白）及び図書にあったファイルにそれぞれに分類して綴じること。（図書類の各単位にはS I 単位を列記すること。）

## 第2 納入台数

1台

## 第3 納期

令和7年 3月31日（月）

## 第4 納入場所

新居浜市消防本部 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

## 第5 概要

この水槽車は、市内全域における防災を主目的とし、石油コンビナート災害における泡原液搬送はもとより、建物火災、車両火災、山林火災、自然災害に至るまで幅広く災害対応するため、大型シャシに、泡原液または8,000ℓの水及びB-2級の小型動力ポンプを積載し、消火活動及び泡原液の搬送、更には生活用水の搬送を円滑に行えるものとする。なお、水槽車の艀装については、以下のいずれかの艀装メーカーとする。

- 1 株式会社モリタ
- 2 日本機械工業株式会社
- 3 日本ドライケミカル株式会社
- 4 ジーエムいちほら工業株式会社
- 5 吉谷機械製作所
- 6 小川ポンプ工業株式会社

## 第6 完成車の諸元及び性能

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 全長 | 9,500mm以下 |
| 2 全幅 | 2,500mm以下 |
| 3 全高 | 3,500mm以下 |

4	総重量	20,000kg以下
5	乗車定員	3人
6	エンジン	ディーゼルエンジン
7	総排気量	8,000cc以上
8	トランスミッション	オートマチックトランスミッション
9	駆動方式（車輪配列）	6×2
10	燃料タンク	200L程度
11	エアコン装置	メーカー標準

## 第7 車両本体の構造

### 1 車両の駆動及び制動装置

- (1) 主ブレーキのほか、排気ブレーキを補助ブレーキとして装備すること。
- (2) デフロック機能を装備すること。
- (3) バッテリーは、メーカー最大容量のものを2個設置し、排気管に対する熱を考慮し、点検及び脱着が容易にできるよう引き出しレール式とすること。また、内部は水抜き機能を設けて防水加工とするほか、蝶ネジは黄銅製とし、収納装置から引出した時に支障とならないよう、コード類の長さは十分余裕を取ること。
- (4)オルタネーターは、メーカー最大のものを取付け、使用に対する十分な容量を確保すること。
- (5) 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示、給油口のカギはエンジンキー（3本）と同一とする。）は、給油が容易な位置とすること。
- (6) タイヤはミックスタイヤとし、全車輪にスチールホイールを装着すること。
- (7) 排気管
  - ア 引火防止装置をテールパイプ先端に、走行に支障のないよう適切に取付けること。
  - イ 溶接部等の継ぎ目は、確実な耐熱防錆処理を行うこと。
  - ウ 排気管は、艀装部分と適切な間隔を保つようにし、ボックス等に近い部分には、防熱装置を取付けること。

### 2 全体の構造

- (1) シャシは、令和6年に製作されたシャシ（シングルキャブオーバー、低床タイプ）とすること。また、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制及びブレーキ規制に適合するものであること。
- (2) 車体キャブは、居住性及び乗降性を十分考慮し、床はフラットフロアとし、計器及びスイッチ類は操作しやすい位置にまとめて取付けること。また、ステップは昇降しやすいように取付幅を最大限延長すること。
- (3) シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。
- (4) シャシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取付ける場合は、弛緩しない方法とすること。
- (5) 艀装は、全般にわたり防錆、防水性及び耐久性を十分考慮するとともに、総合的な重量軽減、

- 車両重量のバランス等を考慮し製作すること。
- (6) 艀装は、アルミ鋼板及びステンレス鋼板を使用して軽減を図り、ボルト及びナット類はステンレス製を使用すること。
  - (7) ボックス内、フェンダー内側等の手が触れる可能性のある部分のボルト等は、クロームメッキ処理の袋ナットを取付けること。
  - (8) 次に掲げる車体装備取付品は、ステンレス材又は鉄鋼材を使用する場合は、銅メッキをした後に良質のクロームメッキを施すこと。
    - ア 各操作レバー及びハンドル
    - イ 各ボックスの扉取手金具及び蝶板
    - ウ 鉄鋼製握棒及びその固定金具
    - エ 手すり及び支持金具
    - オ 各種保護枠
    - カ 各種ロック装置
    - キ その他当市が必要とする物品
  - (9) 取付品及び付属品は、安全確実に積載でき、かつ容易に取外しができる堅固な装置を備えているものとし、積載等による損傷の恐れがある部分及びその他必要な個所は、アルミ又はステンレスの保護板を取付けるものとする。
  - (10) 各ステップ及びボックス上面等はアルミ縞鋼板とし、端末部周辺を折り曲げた構造とすること。また、各ステップにはすべり止め処置を施すこと。
  - (11) ボックス部分と側板との接合部分のある個所には、パッキン等を用いて有効な防水措置を施すこと。また、コーキング及びシーリング類は、弾力性のあるものを使用し、経年劣化により硬化しにくいものとする。
  - (12) 車両全般の電気回路は、車両の艀装メインスイッチを切った時、時計その他の始動時に支障のある部分及び当市が指定する部分以外を全て遮断する構造とすること。
  - (13) 各配線は、絶縁性に優れた許容十分なものを使用し、各電装品スイッチのスナップスイッチ部分は防水とする。また、使用するプラスチック類は可能な限り難燃製のものを使用し、ゴム製品は耐油性の合成ゴムを使用すること。
  - (14) 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口又は点検扉を設けること。
  - (15) 車体形状はオールアルミシャッター式とし、左右側面に各1枚と後面に1枚の手動式シャッター（シルバー色・鍵付き）とし、シャッター内を有効に照射できる位置にLED照明灯を設けること。また、シャッターの上部に埋込型の側面大型LED作業灯を各2個及び標識灯を各1個取付けること。（別途協議）
  - (16) 全側面シャッターの下部はロック付きの下蝶番式扉とし、扉内側はアルミ縞鋼板を張り、ステップとして兼用できる構造とすること。また、各ステップとして使用する各扉の周囲三面には、扉開状態で点灯するようLED赤色警光灯を埋込み、再帰性に富んだ反射材を必要な範囲に貼付けること。（別途協議）
  - (17) 側面前方シャッター内のうち右側は、B-2級全自動小型動力ポンプを積載すること。
  - (18) 側面前方シャッター内のうち左側は、ホースバック、ホース、分岐、ウォータージャケット、スタンドパイプ、消火栓開閉金具、金てこ及びその他資器材を積載し、積載品に応じて棚の高

さを変更できる構造とすること。(別途協議)

- (19) 後面シャッター内は、軽可搬ポンプを一式、照明器具一式、エンジンチェンソー、携行缶、消火器、飲料水取水装置、ハンマー、剣先スコップ及び資機材収納スペースとし、資機材収納スペースには、空気呼吸器用ボンベ（3本）、ホースブリッジ等の資機材を収納できる構造とすること。また、収納資機材を容易に取り出せる構造とすること。(別途協議)
- (20) 車体後方から吸管（75mm×3m）3本を、車両フレーム等にそってまっすぐな状態で収納できる構造とすること。
- (21) 車体左右にLEDサーチライト（100W以上）を設け、伸縮式回転型保護枠付きとすること。
- (22) 車体後面右側に天井昇降用展開式はしごを設けること。また、車体天井への昇降用滑止めタラップ及びグリップを左右適切な位置に設けること。
- (23) 車体後面の適切な位置に、保護枠付きのLED赤色警光灯2個を取付けること。
- (24) 車両の適切な位置に、旗差込コネクター1個を取付けること。
- (25) 車体前部の適切な位置に牽引フックを設け、牽引時にワイヤーロープ等で車体が損傷しない構造とすること。
- (26) 車両側面下部の適切な位置に保護枠付き路肩灯及び車幅灯を左右各1個取付けること。
- (27) 車両側面前側上部の適切な位置に標識等を埋込型で取付けること。
- (28) 車両はできる限り、コンパクト化に努め作製すること。
- (29) 当市が指定する装備品等（別紙、装備品等一覧参照）については、別途協議して取付けること。

### 3 キャブ外装

- (1) キャブはLED赤色警光灯、スピーカー及びモーターサイレン一体型を取付けること。また、キャブ上部に取付ける各電装品は、確実に取付けて防水処理を施し、配線取出用パイプを通して配線すること。
- (2) キャブ前面の適切な位置に円形台座付き消防章を取付け、フロントガラス上部に清掃用手すりを2箇所取付けること。
- (3) フロント左右に大型のアウトターミラー（メッキカバー付き）を取付け、左側にはアウトターミラーと一体型の電動格納式ミラーを取付けること。
- (4) フロントグリル付近に保護枠付きのLED赤色警光灯2個を取付け、前方に張出したフロントバンパー上面にアルミ縞鋼板を取付けること。
- (5) 前照灯として、ヘッドライト及びフォグランプを設けること。
- (6) 全ドアには、雨天時に有効なステンレス製サイドパイザーを取付け、全ドア内縁に再帰性に富んだ反射材を必要な範囲に貼付けること。(別途協議)
- (7) 乗降用手すり2個を、キャブ両側面の有効な位置に強固に取り付けること。
- (8) 昇降用アルミ製ステップを、キャブの両側左右の全ドアに取付けること。
- (9) キャブは電動式チルトキャブとし、安全棒等の安全装置を設けるほか、故障時に手動でもチルトできる構造とすること。
- (10) オイルパンヒーター用コンセントと一体型のバッテリー自動充電器（24V用）を車両の適切な位置に銘板付きで取付け、外部AC100V入力コネクター（コード10m以上）を設け

ること。

#### 4 キャブ内装

- (1) 乗車定員は3人とし、安全に乗車できる座席を設けること。
- (2) 安全に必要な個所に握り棒・ステンレス製手すりを設け、昇降時に損傷防止のためのアルミ縞鋼板を必要範囲で取付けること。
- (3) 取付計器
  - ア スピードメーター
  - イ エンジン回転計（レッドゾーン表示）
  - ウ エンジン冷却装置水温計
  - エ 燃料計
  - オ エンジン油温計
  - カ 電流計
  - キ 電圧計
- (4) カーラジオ（FM／AMオートサーチ付き）、デジタル時計を取付けること。
- (5) 運転席ハンドルは、衝撃吸収機能付きステアリングコラムとし、ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席にはSR Sエアバックを設けること。
- (6) キャブ内フロントガラス上面には、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザー2枚を取付けること。
- (7) 電子サイレンアンプ、スイッチボックス、無線機関係、各種スイッチ類等は、前席上部のオーバーヘッドコンソール内及びダッシュボード付近の操作しやすい位置に取付けること。（別途協議）
- (8) 運転席前方付近にバッテリーメインスイッチを設け、当市が指定するもの以外の艀装関係の電源が切れる構造とすること。
- (9) AVM装置一式を旧車両から載替え、車両の適切な位置に取付けること。（別途協議）
- (10) GPSナビゲーションシステム及びETC装置、ドライブレコーダーを適切な位置に取付けること。
- (11) ルームミラータイプのカラー液晶モニターを設置し車両の死角及びバックアイカメラの映像を表示すること。
- (12) 座席後部にクイックホルダー型の空気呼吸器積載装置を3基設け、面体掛け用フックを3個設ける構造とすること。
- (13) 助手席足元に、カバー付きの足踏式モーターサイレンスイッチを設けること。
- (14) 天井部に、LED室内灯を設けること。
- (15) ピラー左右に物掛けフックを各1個取付けること。
- (16) 助手席に手元スイッチ型のフレキシブルマップランプ（LED式）を取付けること。
- (17) 携帯無線機収納ボックスをキャブ内に設けること。（別途協議）
- (18) 100V15A2極2口コンセントを、適切な位置に1箇所取付けること。
- (19) 全座席は、厚手ビニールシート張り又は防汚シートを施すこと。（別途協議）
- (20) ゴム製フロアマットを全床に敷くこと。
- (21) 天井内張りには難燃材料を用い、各種配線等は露出させない構造とし、その点検及び修理が

容易にできるものであること。

- (22) 各配線は、色分けしてキャブ内の集合スイッチ盤に結線し、ヒューズボックスを間に設けること。
- (23) ヒューズボックスは、特別電装品専用とし点検整備に容易な位置に設け、各名称、容量を記入すること。また、電気機器関係のヒューズ配線図を明確にすること。
- (24) 無線雑音防止装置として必要電装品に無線雑音防止装置を設け、車両全般の必要な個所にアースボンディングを施すこと。

## 5 資機材収納ボックス等

### (1) 車両資機材ボックス

- ア 各ボックスは、収納物に応じた大きさで合理的に仕切り、固定金具及びワンタッチベルトを取付け、走行中の振動でも落下及び移動しない構造とすること。
  - イ 各ボックスの床には適切な大きさの水抜きを設け、防水加工を施して樹脂製のこ板を敷くこと。
  - ウ 扉等の開放時に、ボックス枠と接触する場合には、緩衝ゴム及び扉合わせ目に、戸当てゴムを適切に取付けること。
  - エ その他積載資機材については、重量バランス等を考慮して取付けること。(別途協議)
- (2) 本仕様中に記載されていない事項についても、取扱い上必要と認められる場合には、別途協議し製作すること。

## 第8 小型動力ポンプの構造及び艀装

### 1 小型動力ポンプ

- (1) 小型動力ポンプの性能は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令B-2級以上の能力を有すること。
- (2) ポンプはあらゆる回転状態、吸水落差、放水量及び圧力においても、振動異常音、漏水のない構造とすること。
- (3) 小型動力ポンプは、車体中央部シャッター内に収納すること。また走行中の振動その他により移動または破損等を生じないように安全確実かつ、整備がしやすい構造で固定し、容易に積み下ろしができる軽量な小型動力ポンプを積載すること。
- (4) 小型動力ポンプは積載した状態で使用するため、できる限り低い位置に取付け、本体操作部が右側になるように積載し、計器類及び操作盤を左右に配置すること。また計器類及び操作盤を照らすLED照明灯を設けること。(別途協議)
- (5) 小型動力ポンプの吸管は、1本を接続した状態で収納し、吸管を巻取り式にすること。
- (6) 小型動力ポンプの排水配管及び排気誘導管等をシャシ下部等適切な位置まで延長すること。
- (7) 小型動力ポンプの始動はセルスターター方式とすること。また、シャシバッテリーを使用し始動できるよう配線を施すこと。また、シャシバッテリーに補充電する際、可搬ポンプバッテリーにも補充電できる構造とすること。(別途協議)
- (8) 水槽及び河川等から吸水及び送水ができ、かつ放水できる固定配管を設けること。

### 2 水槽配管

- (1) 吸水口は、ポンプ室左右に分岐して左右に75mmボールコック（ストレーナー付き）及び75mm×8m吸管を接続した構造で取付け、合流損失、曲がり損失及びエアポケットの少ない構造とすること。
- (2) 吐水口は、ポンプ室左右に65mmボールコックを各1個設け、65mm及び50mmを併用できるマルチコネクターを取付けること。また、各吐水口の流量を表示するため、各吐水口配管に流量センサーを設けること。
- (3) 積水口は、車体左右に各1箇所設け（65mm差込メス金具）チェーン付きキャップを設け、配管部ドレン、水槽水逆流防止弁を設けること。
- (4) 給水口は、車体左右に65mmボールコックを各1個設けること。
- (5) 水槽配管レバーは、左右とも車体前方を「開」とし、銘板を取付けること。
- (6) 各配管及びボールコックに銘板を取付けること。
- (7) 配管には、走行やポンプ使用により発生する振動等を吸収し、配管及び配管支持物の劣化を防止するための緩衝措置を適当に施すとともに、配水管内全ての残水を有効に排出できるよう必要箇所にドレンコックを設け、かかる最高圧力で変形等することなく、十分に余裕の持った強度とし、かつ、圧力損失の低減に努めた構造とすること。

### 3 ポンプモニター装置

モニターは、ポンプ室内左右に設け表示内容は、放水流量及び積算流量計をデジタル数値によりモニター表示ができること。（別途協議）

### 4 水槽

- (1) 水槽は、容量8,000L（一般構造用圧延鋼材以上の強度を有する材料で、ステンレス製、アルミ製、及び樹脂製）の楕円形型または角形の水槽を設置し、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車体に固定すること。
- (2) 水槽は、水圧に対して変形及び水漏れのない構造で、水槽内部には有効に防波板を設けること。また、水槽内部を容易に点検できる構造とすること。
- (3) 水槽から小型動力ポンプに吸水できる75mmボールコック付配管を設けること。
- (4) 小型動力ポンプから水槽に送水できる65mmボールコック付配管を設けること。
- (5) 水量計は、水管浮子式（100L単位目盛付き）及び電子式の2系統とし、ポンプ室左右に設けること。
- (6) 水槽上部にはオーバーフロー用配管及びマンホールを2個設け、マンホールの蓋は工具等を使用せず開閉が可能で、走行時に漏水が生じない構造とすること。水槽内部は掃除維持管理容易の容易な構造で、排水口は水槽内の水を完全に配水できる構造でドレンバルブを設けること。
- (7) 車両上部は、水槽面を含めてフラットに仕上げるとともに、容易に水槽点検ができる構造とすること。

## 第9 無線機

### 1 移設

無線機については、旧車両に取付けている無線機本体（NEC製：JDC4H1C1-1D）及びその他付属機器を移設すること。

## 2 無線機の取付け

- (1) 無線機本体は、助手席の上部付近に設け操作に便利な場所を取付けること。
- (2) 無線機本体の取付位置付近に、電源端子を設けること。(別途協議)
- (3) 空中線はキャビン屋根又は車両上面の適切な位置に取付け、配線は保護管付き同軸ケーブル(5D2V)で内張り内を通し、無線機本体の取付位置まで配線すること。
- (4) 空中線は電子サイレン及びモーターサイレン等から発生するノイズの影響を考慮した位置に取付けること。
- (5) 車内に設置するハンドセットは、集中コンソールボックス付近で操作に便利な場所を取付けること。
- (6) 車内に設置するスピーカーは、当市が指定する場所を取付けること。
- (7) 車外に設置するスピーカーは、前方側面シャッター内の両側にハンドセット及びスピーカー設置用の専用ボックス(パンチングボード付き埋め込み型等)を設置し、外部スピーカーまでの配線は、配管用フレキシブルパイプを使用すること。
- (8) 外部スピーカーのスイッチ(ON/OFF)により、車内外で通信が傍受できる構造とすること。
- (9) 機器等の取付位置については、当市と別途協議し、承認を得た後に実施すること。

## 3 配線方法等

- (1) 受注者は、車両の艤装段階で通線等を行い、配線が露出することがないように処理を行うこと。また、事前に通線等の処理を行う配線等については、現品の損傷劣化等をよく確認して、必要により新品を使用すること。
- (2) 配線等を敷設する際には、損傷防止のため保護管等を使用すること。また、配線の敷設は、運用上支障のないように内張等に入れ、貫通部分及び配線止には緩衝物を用いて損傷を防止し、貫通部分からの雨露の浸入がないようにすること。
- (3) 電源配線類は、電源側にヒューズを設け、取付機器の電気容量に見合った太さ(2SQ線以上)の配線を使用すること。
- (4) 各装置の設置後に試験調整を行い、正常な動作を確認すること。また、消防緊急通信指令施設(無線統制台等)との接続及び連動を確認すること。
- (5) 運転席と助手席の間に設けられた集中コンソールボックスの上部蓋には防水処理を施し、水滴が集中コンソールボックス内に侵入することを防止すること。

## 4 無線機等の構成

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 無線機(当市指定機器) | 一式 |
| (2) 同上用ブラケット    | 一式 |
| (3) 空中線(ダイバーシチ) | 一式 |
| (4) 空中線共用器      | 一式 |
| (5) 同軸ケーブル      | 一式 |
| (6) 送受話器(車内外)   | 3個 |
| (7) 送受話器設置金具    | 3個 |

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (8) 外部スピーカー（車内外）   | 必要数 |
| (9) 接続ケーブル         | 一式  |
| (10) アナログ防災波       | 一式  |
| (11) 電源配線          | 一式  |
| (12) その他付属品        | 一式  |
| (13) その他取付工事に必要な材料 | 一式  |

#### 5 無線局免許変更申請等

当該車両更新に伴う無線局免許変更申請等の必要がある場合は、受注者が負担とする。

### 第10 塗装

- 1 車両は充分錆落としした後、二液型エポキシプライマー、パテ及びサフェーサにより下地処理を行い、十分乾燥させ赤色塗装により2回以上塗装を行うこと。塗料は、VOC（揮発性有機溶剤）及びCO<sub>2</sub>削減、鉛等の環境負荷物質を一切含まない環境へ配慮したハイソリッド二液型ウレタン塗料を使用し、その上にクリア塗料を2回以上塗装すること。塗装後は磨き作業により塗装表面を整えること。
- 2 資機材収納ボックス内は、ライトシルバー色で塗装すること。
- 3 アルミシャッター及びアルミ縞鋼板使用部は、無塗装とすること。
- 4 車両下廻りは、黒色で塗装すること。

### 第11 車体文字入れ

- 1 車両フロント部左側（運転席側）及び左右のドア下部（ステップ付近）に『109』（白文字・丸ゴシック体）を、横書きに文字入れすること。
- 2 左右の後部ドア中央付近にそれぞれ『新居浜市消防』（白文字・丸ゴシック体）を、車両前から後部に向かって横書きに文字入れし、その下段中央に当市指定マーク（消防マーク）を記入すること。
- 3 標識灯は黄色とし、それぞれ『北』（黒文字・丸ゴシック体）を文字入れすること。
- 4 キャブ天井面に『新居浜』（白文字・丸ゴシック体）を、横書きに文字入れすること。
- 5 車体左右側面、アルミシャッターへの記入文字、デザイン、大きさ及び貼付け位置等については、別途指示する。

### 第12 検査

#### 1 中間検査

本仕様書に基づき、艀装を製作する中間時において、次のことについて検査を実施する。

- (1) 車両の外部外観検査（シャシの傾き、バランス及び塗装の状況等）
  - ※車体の傾きが左右差（前後）15mm以上の場合は、シャシを取り替えるものとする。
- (2) 各種装置の取付状況及び機能検査
- (3) 付属品等の積載及び取付状況
- (4) 艀装についての最終打合せ（変更協議等）

## 2 完成検査

全艀装が完了した時点で本仕様書全般について、次のことについて検査を実施する。

- (1) 車両の外部外観検査
- (2) 各種装置、付属品等の取付状況及び機能検査
- (3) 付属品等の積載、取付状況及び数量検査
- (4) 車両走行検査

## 3 その他

- (1) 付属品、積載品等の取付位置については、上記1及び2の検査後、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。
- (2) 納入後又はその後必要積載品等を積載して走行テストを行い、異状が生じた場合は、受注者の責任において修理又は部品の取り替えを行うこととする。

## 第13 申請書類等

受注者は、完成納入に当たり、次の書類を関係機関に申請すること。

- (1) 車庫証明
- (2) 緊急自動車届出確認書（消防用）
- (3) 緊急自動車指定書（水防用）

## 第14 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を当市の指定する期日に実施すること。なお、実施回数及び内容については別途協議とする。

## 第15 その他

- 1 保証期間は、納入後1年とする。ただし、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を通知した場合は、受注者がその取り替え、修理を無償で行うこと。
- 2 新車1か月及び3か月点検を無償で実施し、納入後3年間は無償で点検等の巡回サービスを実施すること。
- 3 GPSナビゲーションシステムのデータを、納入後の適切な時期に1度更新すること。
- 4 納入時、燃料タンクは満量とすること。